

福岡県公報

平成18年3月13日
第2507号

目次

告示(第481号-第492号)

○土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○都市公園の供用の開始	(公園街路課)	2
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁政課)	2
○指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁政課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○都市計画事業の認可	(下水道課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4

選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(地方課)	4
○政治団体の届出事項の異動届	(地方課)	5
○政治団体の解散届	(地方課)	8
○資金管理団体の指定届	(地方課)	8
○資金管理団体の異動の届出	(地方課)	9
○資金管理団体の指定の取消等の届出	(地方課)	10

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の		
---------------------------------	--	--

開催 (警察本部生活安全総務課)10

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の

開催 (警察本部生活安全総務課)11

正誤

○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための

事前届出(平成18年3月福岡県告示第394号)中正誤12

告示

福岡県告示第481号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 組合の名称
古賀市鹿部土地区画整理組合
- 事業施行期間
(変更前)
平成10年9月25日から平成19年3月31日まで
(変更後)
平成10年9月25日から平成21年3月31日まで
- 施行地区
古賀市大字鹿部及び花鶴丘3丁目の各一部
- 事務所の所在地
古賀市花鶴丘2丁目112番地
- 設立認可の年月日
平成10年9月11日
- 変更認可の年月日
平成18年3月1日

福岡県告示第482号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字紫1番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区上呉服町1番10号
株式会社 新出光 代表取締役 出光 芳秀

福岡県告示第483号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
筑豊緑地
- 2 位置
嘉穂郡庄内町大字仁保及び穎田町大字鹿毛馬地内
- 3 区域
別図面のとおり（別図面は省略し、その写しを福岡県建築都市部公園街路課及び福岡県飯塚土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）
- 4 供用開始の期日
平成18年4月1日

福岡県告示第484号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規

定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 芥屋加入区

福岡県告示第485号

次の加入区において平成14年3月福岡県告示第361号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により平成18年3月13日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 芥屋加入区

福岡県告示第486号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	志免線 須恵線	糟屋郡志免町南里6丁目122番1先から 同郡同町南里5丁目93番2先まで
前原	瑞梅寺池田線	前原市大字瑞梅寺1626番先から 同市大字井原1942番先まで

福岡県告示第487号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福岡	県道	町川原 福岡線	前	糟屋郡新宮町大字三代353番1先から 同郡同町大字三代593番1先まで	10.2 ～ 14.1	253.0
			後	同上	10.2 ～ 14.1	253.0

福岡県告示第488号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年3月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
福岡	町川原 福岡線	糟屋郡新宮町大字三代353番1先から 同郡同町大字三代439番13先まで

福岡県告示第489号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
大牟田	県道	南 関 大牟田北線	前	大牟田市大字唐船1552番1先から 同市昭和開162番先まで	21.8 ～ 65.0	2369.0
			後	同上	17.6 ～ 59.6	2369.0

福岡県告示第490号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 施行者の名称
苅田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
苅田都市計画下水道事業 苅田公共下水道
- 3 事業施行期間
平成7年2月27日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
京都郡苅田町桜ヶ丘、小波瀬一丁目、小波瀬二丁目、神田町二丁目及び新津一丁目の全部並びに、与原一丁目、与原二丁目、与原三丁目、新津二丁目、新津三丁目

、新津四丁目、神田町三丁目、磯浜町二丁目、松原町及び幸町の各一部。
同町大字与原字折口、字柳原、字荒田及び字瀬の各字の一部。
同町大字二崎字五ノ坪、字六ノ坪、字七ノ坪、字別當、字居屋敷及び字垣ノ内の各字の一部。

(2) 使用の部分
なし

福岡県告示第491号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市今の庄1丁目573番、578番1及び578番2
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
古賀市天神1丁目8番17号
渡 榮一

福岡県告示第492号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年3月13日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市石丸2丁目21番8号
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市石丸1丁目343番3
安部 幸雄

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体から政治団体設立届が提出されたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成18年1月1日～1月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石井国弘後援会	吉瀬忠夫	矢野紀男	うきは市浮羽町古川7-1	平成18年1月25日
上田しげみつ後援会	山本悦吉	森下吉晴	京都府豊津町大字豊津1095-1	平成18年1月13日
久保田正之後援会	許斐善憲	目原利秋	鞍手郡鞍手町大字中山624-3	平成18年1月19日
康政会	八並康一	斉藤貢一	行橋市西泉3丁目4-5	平成18年1月13日

神谷喜久雄後援会	神谷喜久雄	橋本公文	鞍手郡宮田町大字上有木95	平成18年1月20日
後藤一磨後援会	藤木邦重	後藤一磨	糟屋郡宇美町障子岳南2-22-38	平成18年1月30日
すがの征二郎後援会	森本証明	岩下正和	嘉穂郡稲築町漆生1224-11	平成18年1月30日
立野信一後援会	加藤利幸	立野博幸	八女郡黒木町本分504	平成18年1月19日
田中純後援会	木下繁男	糴絹代	行橋市行事4丁目19-13	平成18年1月6日
中市和博後援会	広渡勝	中市信子	糟屋郡宇美町桜原2丁目8-7	平成18年1月11日
花元征雄後援会	花元英彰	花元悦子	鞍手郡小竹町大字赤地237-16	平成18年1月11日
はまさきとしや後援会	浜崎稔哉	奈木野正照	鞍手郡宮田町大字龍徳133-94	平成18年1月10日
ほし正彦後援会	吉田一	須藤重	鞍手郡鞍手町大字中山2768-45	平成18年1月17日
みやうら寛応援団	宮浦寛	宮浦香	福岡市早良区田隈1丁目8-13	平成18年1月4日
安河内周一後援会	大塚朝夫	青木由男	糟屋郡宇美町宇美3丁目15-20	平成18年1月5日
行橋市刷新の会	木下繁男	糴絹代	行橋市行事4丁目19-13	平成18年1月6日
弓削田敬後援会	弓削田敬	弓削田寿々子	鞍手郡宮田町大字本城1085-5	平成18年1月10日

(17団体)

福岡県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告
受 付 期 間 平成18年1月1日～1月31日

(政党の支部)

示する。

平成18年3月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党 福岡県北九州市八幡西区第二支部	会計責任者	花 田 陽 一	上 杉 法 人	平成18年1月25日	平成18年1月26日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
あ た か 紀 幸 後 援 会	代 表 者	阿 高 紀 幸	梅 谷 研 介	平成17年4月12日	平成18年1月30日
	会 計 責 任 者	阿 高 純 治	阿 高 紀 幸		
生 野 栄 後 援 会	主たる事務所の所在地	うきは市吉井町江南419-1	浮羽郡吉井町大字江南419-1	平成17年3月20日	平成18年1月26日
	代 表 者	内 山 ヒ ロ 子	内 山 隆 義	平成18年1月26日	平成18年1月26日
伊 藤 法 博 後 援 会	代 表 者	高 口 昭 次	山 田 範 男	平成18年1月24日	平成18年1月25日
	会 計 責 任 者	鳥 巢 博 雪	古 賀 与 治		
い な と み 修 二 後 援 会	主たる事務所の所在地	京都市苅田町新津2丁目1-3メンバーズタウン苅田B206	福岡市博多区千代4丁目29-50エルビービル3F	平成18年1月16日	平成18年1月18日
井 上 準 一 後 援 会	会 計 責 任 者	古 賀 利 光	権 藤 豊 紀	平成18年1月5日	平成18年1月12日
内 山 輝 雄 後 援 会	代 表 者	渡 辺 満	内 山 英 一	平成18年1月1日	平成18年1月30日
梅 田 美 代 子 後 援 会	主たる事務所の所在地	朝倉郡筑前町東小田3530-2	朝倉郡夜須町大字東小田3530番地2	平成17年3月22日	平成18年1月31日
	会 計 責 任 者	梅 田 優	真 鍋 吉 男	平成18年1月6日	平成18年1月31日
小 田 稔 之 後 援 会	主たる事務所の所在地	遠賀郡芦屋町大城955	遠賀郡芦屋町大字芦屋大城955	平成18年1月20日	平成18年1月25日
	代 表 者	山 田 久	安 高 文 雄		

片岡誠二後援会	主たる事務所の所在地	中間市大辻町13-27	中間市大字垣生1008-72	平成17年11月20日	平成18年1月24日
近代政策研究会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大手門2丁目6-21ヌーヴェル大手門	福岡市中央区大手門2丁目6-21大手門コーポ	平成17年12月31日	平成18年1月17日
剛友会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大手門2丁目6-21ヌーヴェル大手門	福岡市中央区大手門2丁目6-21大手門コーポ	平成17年12月31日	平成18年1月17日
さいとう守史後援会	主たる事務所の所在地	嘉穂郡穂波町堀池184-5	飯塚市横田592-2	平成18年1月23日	平成18年1月23日
佐藤定文後援会	主たる事務所の所在地	うきは市吉井町796-3	浮羽郡吉井町大字吉井796番地の3	平成17年3月20日	平成18年1月26日
篠崎寅喜後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡新宮町下府7丁目9-10	糟屋郡新宮町大字上府1613番地1	平成17年11月19日	平成18年1月5日
寺嶋やすと後援会	主たる事務所の所在地	福津市津屋崎340-22	宗像郡津屋崎町大字津屋崎340-22	平成17年1月24日	平成18年1月10日
日高直幸後援会	団体名称	日高直幸後援会	日高直幸後援会	平成18年1月10日	平成18年1月17日
	代表者	日高泰典	日高泰典		
福岡北九州政治経済研究会	会計責任者	花田陽一	神力一	平成18年1月25日	平成18年1月26日
福岡県商工政治連盟福津市津屋崎支部	団体名称	福岡県商工政治連盟福津市津屋崎支部	福岡県商工政治連盟津屋崎町支部	平成17年6月1日	平成18年1月5日
	主たる事務所の所在地	福津市津屋崎803-27	宗像郡津屋崎町大字津屋崎803番27号	平成17年1月24日	平成18年1月5日
福岡県鍼灸マッサージ師連盟	代表者	末永泰行	馬場道敬	平成18年1月1日	平成18年1月5日
	会計責任者	横山貴一	末永泰行		
福岡政経研究会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大手門2丁目6-21ヌーヴェル大手門	福岡市中央区大手門2丁目6番21号吉村剛太郎事務所内	平成17年12月31日	平成18年1月17日
福岡政経構想研究会	会計責任者	花田陽一	神力一	平成18年1月25日	平成18年1月26日
北九ルネッサンスの会	会計責任者	山下健治	山根尚夫	平成18年1月4日	平成18年1月6日
松井和行後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡新宮町下府5丁目10-16	糟屋郡新宮町大字下府1066-23	平成17年11月19日	平成18年1月24日

松下ひろき後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡宇美町四王寺坂2丁目10-20	糟屋郡宇美町四王寺坂2丁目29番08号	平成18年1月15日	平成18年1月23日
	代表者	加木秀敏	中村善弘		
	会計責任者	松下弘子	松下慎一		
やまなか正治後援会	主たる事務所の所在地	築上郡築上町日奈古848	築上都椎田町大字椎田1111番地の1	平成18年1月10日	平成18年1月26日
吉村剛太郎後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区大手門2丁目6-21ヌーヴェル大手門	福岡市中央区大手門2丁目6-21大手門コーポ	平成17年12月31日	平成18年1月17日

(26団体)

福岡県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体解散届が提出されたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成18年3月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年1月1日～1月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県北九州市門司区第三支部	平成17年12月31日	平成18年1月4日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
岩崎いわね後援会	平成17年12月31日	平成18年1月18日
大久保福義後援会	平成17年12月20日	平成18年1月16日

亀田安夫後援会	平成17年12月30日	平成18年1月19日
ごたん光則後援会	平成17年12月31日	平成18年1月17日
篠原弥栄後援会	平成17年12月31日	平成18年1月23日
杉本ひろ子とみどりの仲間たち	平成17年12月31日	平成18年1月20日
田中博幸後援会	平成17年12月30日	平成18年1月26日
中山みえ子後援会	平成17年12月31日	平成18年1月26日
永田寿康を支援する会	平成17年12月28日	平成18年1月5日
松元勝彦後援会	平成17年12月28日	平成18年1月19日
渡辺豊利後援会	平成17年12月31日	平成18年1月16日

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により

次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

平成18年3月13日

受 付 期 間 平成18年1月1日～1月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
神 谷 喜 久 雄	宮 田 町 議 会 議 員	神 谷 喜 久 雄 後 援 会	鞍手郡宮田町大字上有木95	神 谷 喜 久 雄	平成18年1月20日	平成18年1月20日
宮 浦 寛	福 岡 市 議 会 議 員	み や う ら 寛 応 援 団	福岡市早良区田隈1丁目8-13	宮 浦 寛	平成18年1月4日	平成18年1月4日
八 並 康 一	行 橋 市 長	康 政 会	行橋市西泉3丁目4-5	八 並 康 一	平成18年1月7日	平成18年1月13日
弓 削 田 敬	宮 田 町 議 会 議 員	弓 削 田 敬 後 援 会	鞍手郡宮田町大字本城1085-5	弓 削 田 敬	平成18年1月7日	平成18年1月10日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により

次のとおり告示する。

平成18年3月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受 付 期 間 平成18年1月1日～1月31日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
稲 富 修 二	衆 議 院 議 員	いなとみ修二後援会	主たる事務所の所在地	京都府京田町新津2丁目1-3メンバーズタウン京田B206	福岡市博多区千代4丁目29-50エルビービル3F	平成18年1月16日	平成18年1月18日
片 岡 誠 二	中 間 市 議 会 議 員	片 岡 誠 二 後 援 会	主たる事務所の所在地	中間市大辻町13-27	中間市大字垣生1008-72	平成17年11月20日	平成18年1月24日
齊 藤 守 史	飯 塚 市 長	さいとう守史後援会	主たる事務所の所在地	嘉穂郡穂波町堀池184-5	飯塚市横田592-2	平成18年1月23日	平成18年1月23日
佐 藤 定 文	うきは市議会議員	佐 藤 定 文 後 援 会	主たる事務所の所在地	うきは市吉井町796-3	浮羽郡吉井町大字吉井796番地の3	平成17年3月20日	平成18年1月26日
			公 職 の 種 類	うきは市議会議員	吉 井 町 議 会 議 員	平成17年3月20日	平成18年1月26日

松井和行	新宮町議会議員	松井和行後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡新宮町下府5丁目10-16	糟屋郡新宮町下府1066-23	平成17年11月19日	平成18年1月24日
------	---------	---------	------------	------------------	-----------------	-------------	------------

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第25号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり

受付期間 平成18年1月1日～3月31日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

告示する。

平成18年3月13日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
亀田安夫	香春町議会議員	亀田安夫後援会	亀田安夫	平成17年12月30日	平成18年1月19日
篠原彌榮	鞍手町長	篠原弥栄後援会	篠原彌榮	平成17年12月31日	平成18年1月23日
杉本ひろ子	宗像市議会議員	杉本ひろ子とみどりの仲間たち	杉本ひろ子	平成17年12月31日	平成18年1月20日
田中博幸	水巻町長	田中博幸後援会	田中博幸	平成17年12月30日	平成18年1月26日
松元勝彦	芦屋町議会議員	松元勝彦後援会	松元勝彦	平成17年12月28日	平成18年1月19日

(5団体)

公安委員会**福岡県公安委員会告示第62号**

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年3月13日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

- (1) 講習の日時
平成18年4月27日（木）午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習の場所
福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室
- (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:00	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:00～16:00	講習結果に対する考査
16:00～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第63号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成18年3月13日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日	時	場	所	講習警察署

平成18年4月17日（月） 13:30～16:30	朝倉市甘木225番地1 朝倉警察署 会議室	朝倉警察署
平成18年4月21日（金） 13:30～16:30	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
平成18年4月24日（月） 13:30～16:30	行橋市行事3丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行橋警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。
- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
18・3・1	2502	告 示	394	3		○	9		○ 第5条第1項	● 第5条第1項